

○法務省所管工事監督規準(訓令)

(平成14年6月14日施訓第789号，所管各庁の長あて)

第1条 法務省が発注した工事の監督は，工事請負契約書及び設計図書に定めるもののほか，この規準の定めるところによる。

第2条 工事仕様として，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の共通仕様書を使用する工事においては，同部監修の工事監理指針(以下「監理指針」という。)に従って監督を実施する。

2 前項の共通仕様書を使用しない工事においては，監理指針に準じて監督を実施する。

第3条 設計図書において，監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきと指定された工事材料については，請負者又は現場代理人(以下「請負者等」という。)の請求に応じ検査するものとする。ただし，やむを得ない事情により検査することができない場合は，その旨を請負者等に通知し，写真等の記録を提出させて検査することができる。

第4条 設計図書において，監督職員の立会いの上施工すると指定された工事及び監督職員の立会いの上調合し，又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については，請負者等の請求に応じ立会い又は検査するものとする。ただし，やむを得ない事情により立会い又は検査することができない場合は，前条ただし書と同様する。

附 則

この訓令は，平成14年6月14日から施行する。